第六十三条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合において、第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第六十三条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第六十四条第一項第六号を次のように改める。

六　削除

第七十三条第五号を次のように改める。

五　削除

第七十四条中「第五条第一項又は第三項」を「第五条」に改める。

附則第二十三条第一項中「、第十七条第一項又は第十八条第一項」を「又は第十七条第一項」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同条第二項中「、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等」を「及び中小企業債券」に改める。

附則第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

附則第三十六条第二項中「除く。）」を「掲げる業務」に、「第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」を「第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」に改める。

附則第三十七条第一項第一号中「国民生活金融公庫等」の下に「（国際協力銀行を除く。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　削除

附則第三十七条第一項第三号中「国民生活金融公庫等」の下に「（国際協力銀行を除く。）」を加え、同条第二項中「、第四十一条第六号及び第六十四条第一項第六号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務（国際協力銀行が行ったものに限る。）、同項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務（国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と」及び「、同条第二項第一号中「業務」とあるのは「業務及び附則第三十七条第一項に規定する業務（附則第四十二条の規定の施行前に国際協力銀行が行ったもの又は国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る。）」と」を削り、「同項第二号中」を「同条第二項中」に改め、「、同条第三項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項又は附則第三十七条第一項」と」を削る。

附則第四十六条の次に次の一条を加える。

（株式会社国際協力銀行法の制定に伴う経過措置）

第四十六条の二　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）附則第十二条第一項の規定により株式会社国際協力銀行が公庫の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されている全ての同法附則第四十六条の規定による改正前の第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債に係る債務については、公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずる。

2　前項の社債の債権者は、公庫又は株式会社国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

別表第三　削除

別表第三を次のように改める。

（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部改正）

第四十七条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　株式会社国際協力銀行の業務の特例

第十六条の見出し中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改め、同条中「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条」を「株式会社国際協力銀行は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第一条、第十一条及び第十二条」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改め、同条第二項中「株式会社日本政策金融公庫は」を「株式会社国際協力銀行は」に、「株式会社日本政策金融公庫法」を「株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による出資があった金額、同法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下この項において「旧公庫法」という。）」に、「同法」を「旧公庫法」に改める。

第十八条を次のように改める。

（予算の区分）

第十八条　株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次条各号に掲げる業務ごとに区分しなければならない。

2　前項の規定は、株式会社国際協力銀行法第二十一条第一項の規定による補正予算及び同法第二十二条第一項の規定による暫定予算について準用する。

第十八条の次に次の三条を加える。

（区分経理）

第十八条の二　株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　株式会社国際協力銀行法第十一条各号に掲げる業務

二　駐留軍再編促進金融業務

（資本金等の整理）

第十八条の三　株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる資本金若しくは準備金又は資金については、前条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

一　株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による政府の出資により増加する資本金又は準備金

二　株式会社国際協力銀行法第三十三条の規定により資金の借入れ若しくは社債の発行をして調達し、又は第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の規定により資金の借入れをして調達し、若しくは第二十一条第二項の規定により交付を受けた資金

（区分経理に係る会社法の準用等）

第十八条の四　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあ